

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（改正2020年3月31日）を次のとおり訂正する（訂正部分に下線を付している。）。

該当項	訂正後	訂正前	備考
第175項	175. IFRS第15号では、収益の分解情報を開示する目的は、顧客との契約から認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解することであるとされている。これを踏まえて、本会計基準においては、IFRS第15号を参考に、どのように収益の分解情報を注記するのかを定めることとした（第80-10項参照）。	175. IFRS第15号では、収益の分解情報を開示する目的は、「顧客との契約から認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解する。」ことであるとされている。これを踏まえて、本会計基準においては、IFRS第15号を参考に、どのように収益の分解情報を注記するのかを定めることとした（第80-10項参照）。	かぎかっこ（「。」）を削除する。引用が不正確であったため。
第194項	194. 前項の意見を踏まえ、残存履行義務の注記を本会計基準に含めるかどうかの検討を行った。 残存履行義務の注記は、企業の既存の契約から認識すると見込んでいる収益の金額と時期に関する情報を開示するものであり、企業の将来の収益を予測するうえで有用な情報を開示するものである。この観点から、残存履行義務の注記は、「顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を <u>企業が</u> 開示する」という第80-4項の開示目的に適う情報であると考えられる。 (以下 略)	194. 前項の意見を踏まえ、残存履行義務の注記を本会計基準に含めるかどうかの検討を行った。 残存履行義務の注記は、企業の既存の契約から認識すると見込んでいる収益の金額と時期に関する情報を開示するものであり、企業の将来の収益を予測するうえで有用な情報を開示するものである。この観点から、残存履行義務の注記は、「顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を開示する」という第80-4項の開示目的に適う情報であると考えられる。 (以下 略)	「企業が」を加える。引用が不正確であったため。

企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」

企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（改正2020年3月31日）を次のとおり訂正する（訂正部分に下線を付している。）。

該当項	訂正後	訂正前	備考
第191項	191. なお、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」に基づいて開示される売上高に関する情報が、会計基準における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合には、セグメント情報に追加して収益の分解情報を注記する必要はないものと考えられる。	191. なお、企業会計基準第17号「セグメント情報等の会計基準」に基づいて開示される売上高に関する情報が、会計基準における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合には、セグメント情報に追加して収益の分解情報を注記する必要はないものと考えられる。	「開示に関する」を加える。基準名称が不正確であったため。
[設例28] 2. 会計処理	(仕訳 略) 返金負債は、購入数量に基づくリベートとしてB社に提供されると予想される1個当たり25千円の返金（すなわち、契約に基づきA社が無条件の権利として有している150千円と算定された取引価格125千円との差額）を表す(会計基準第53項及び第150項)。	(仕訳 略) 返金負債は、購入数量に基づくリベートとしてB社に提供されると予想される1個当たり25千円の返金（すなわち、契約に基づきA社が無条件の権利として有している150千円と算定された取引価格125千円との差額）を表す(会計基準第53項及び第150項) <u>(本適用指針第85項参照)</u> 。	「(本適用指針第85項参照)」を削除する。本設例は返品に関連しないため。

2020年7月6日

企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（最終改正2020年3月31日）を次のとおり訂正する（訂正部分に下線を付している。）。

該当項	訂正後	訂正前	備考
第20-2項	20-2. 2018年に公表された企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」において「 <u>契約資産は、</u> 金銭債権として扱う」としていた定めは、2020年改正適用指針と同時に改正された収益認識会計基準において削除している。したがって、契約資産について第4項における時価等に関する事項の注記は不要であると考えられる。	20-2. 2018年に公表された企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」において「 <u>契約資産を</u> 金銭債権として扱う」としていた定めは、2020年改正適用指針と同時に改正された収益認識会計基準において削除している。したがって、契約資産について第4項における時価等に関する事項の注記は不要であると考えられる。	「を」を「は、」に訂正する。引用が不正確であったため。

以上